解散公告

当社は、平成二十三年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月九日

鹿児島県霧島市国分上井一五五二番地三

有限会社ワタナベ自動車

代表清算人　渡邉敬一郎

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年十二月三十一日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月九日

東京都中央区八重洲二丁目一一番六号

社団法人日本フェルト協会

代表清算人　日置　有一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年一月二十二日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月九日

長野県上田市下之郷一二六番地

社団法人下之郷社

清算人　永井　一郎

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年十二月二十八日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月九日

三重県南牟婁郡紀宝町桐原四三一番地

農事組合法人桐原ブロイラー生産組合

清算人　向井　忠好

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年十二月十五日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月九日

大阪市中央区難波三丁目二番二七号鈴木ビル三階

特定非営利活動法人日本アシスタンスドッグ支援協会

代表清算人　藤井　證

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年十二月十八日開催の臨時社員総会の決議により平成二十三年十二月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月九日

広島県廿日市市地御前一丁目一五番一号

特定非営利活動法人宮島の鹿をいつくしむ会

清算人　西山　紘一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年三月三十一日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月九日

山口県宇部市大字東須恵三一〇番地の五

ＮＰＯ法人障害者社会参画支援センター宇部

清算人　山本　玲子

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十四年一月十二日付山梨県指令都計第一九二八号により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月九日

山梨県甲府市丸の内一丁目一六番一〇号

甲府紅梅地区市街地再開発組合

代表清算人　宇佐美太郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年一月十八日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月九日

鳥取県岩美郡岩美町岩井四七八

社会福祉法人岩美あたご福祉会

清算人　渡橋　正章

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年二月一日寄附行為所定の解散事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月九日

高知市大津甲一二二五番地一

財団法人大津東保育園

清算人　池上　美香

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十二月二十二日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月九日

東京都港区赤坂二丁目四番一号

特定非営利活動法人キャリアキッズコンソーシアム

清算人　水谷　昌弘

配当公告

岐阜県多治見市生田町三丁目八七番地

破産者　鈴基鈑金工業株式会社

右の者に対する岐阜地方裁判所多治見支部平成二十三年（フ）第五七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一一五、六一〇、五一六円

一、配当することのできる金額

金一六、九六〇、九八五円

平成二十四年二月九日

岐阜県可児市広見一丁目一七番地大晃ビル二階

破産管財人　平井　治彦

配当公告

名古屋市緑区境松二丁目五〇二番地

破産者　合資会社大洋資材

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十一年（フ）第九五八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金六九〇、二五七、八六九円

（内優先債権額　金四、三六三、九五四円）

一、配当をすることのできる金額

金一一、一一三、八八八円

（内優先債権額　金四、三六三、九五四円）

平成二十四年二月九日

名古屋市中区丸の内三丁目一五番二〇号丸の内三幸ビル六階

破産管財人　田中　英生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県古河市東一丁目一二番、最後の住所茨城県古河市東一丁目一二番一五号

被相続人　亡　野本　清次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月九日

事務所茨城県古河市東本町一丁目四番二二号セラヴィ二一―三階

相続財産管理人　司法書士　下山　竜二

第12期決算公告

平成24年2月9日

埼玉県さいたま市北区宮原町２丁目44番１号

マミーサービス株式会社

代表取締役　深田　保夫

貸借対照表の要旨

（平成23年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	219,892	流動負債	461,936
		（うち賞与引当金）	(6,603)
固定資産	980,686	固定負債	577,873
		（うち役員退職給付引当金）	(43,841)
		株主資本	160,769
		資本金	90,000
		利益剰余金	70,769
		利益準備金	600
		その他利益剰余金	70,169
		（うち当期純利益）	(45,864)
資産合計	1,200,578	負債・純資産合計	1,200,578